#### <第44回日本年金学会発表資料>

# 企業年金の「終焉」

2024年10月 年金数理人 久保 知行

E-mail: kubonenkin@company.email.ne.jp

# 問題意識

- 1. 日本の企業年金は、終焉に向けて、衰退しているのではないか。
- 2. 確定拠出年金制度は、「年金」と言えるのか。
- 3. 日本の退職給付制度の歴史や経緯を踏まえて、「終焉」に対する歯止めとして、何が考えられるか。

# 目次

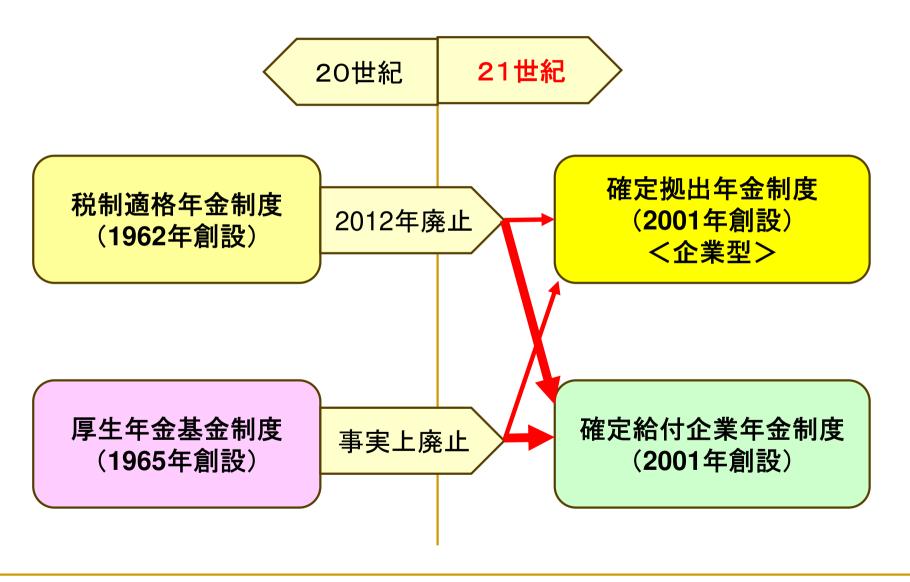
## 問題意識

- Ι 日本の企業年金の状況
- Ⅱ 一時金から年金へ
- Ⅲ 確定給付企業年金(DB)強化提言

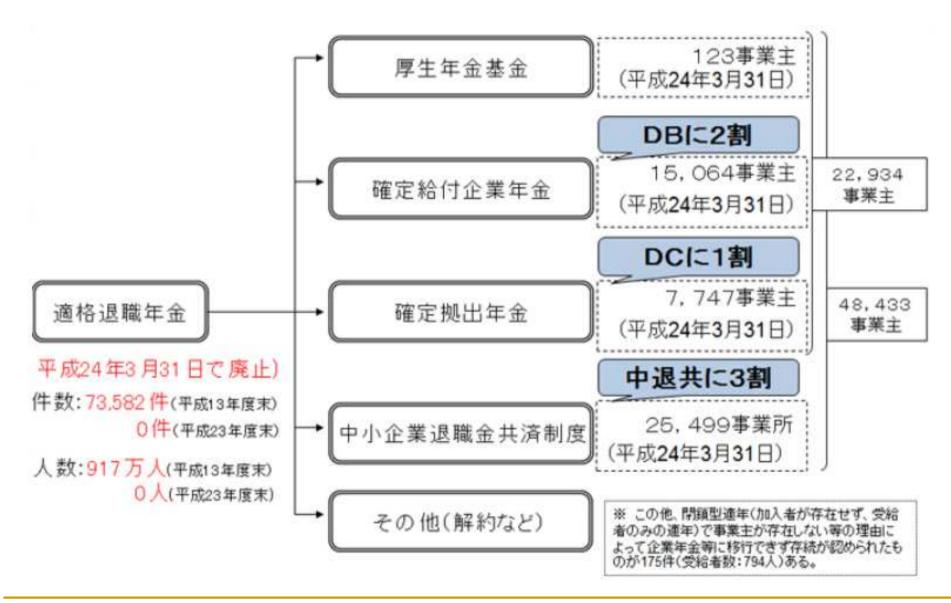
(参考) 米英におけるDBの衰退

## I 日本の企業年金の状況

く企業年金制度の変遷と選択肢>



### <適格退職年金の企業年金等への移行状況>

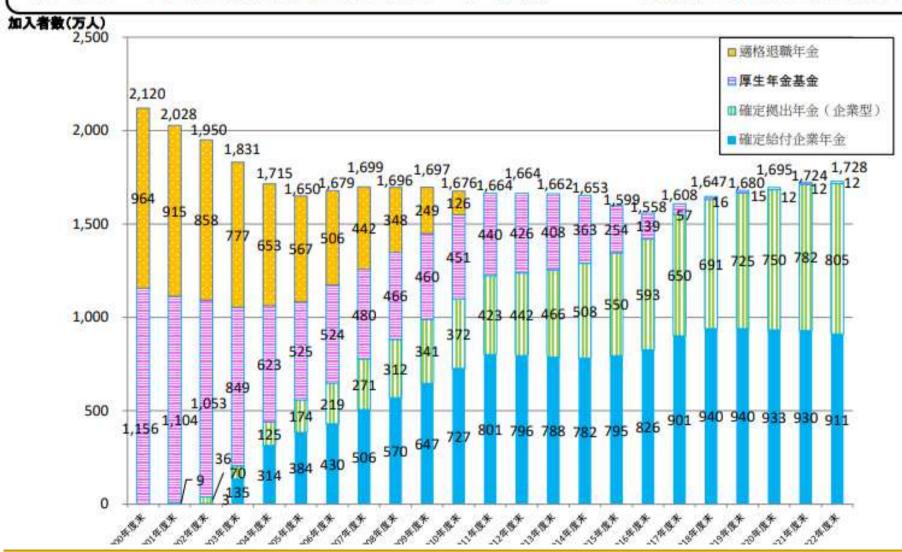


<出所: 厚生労働省「適格退職年金制度の動向」>

C 久保知行 2024 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku\_e.html

### く企業年金の加入者数の推移>

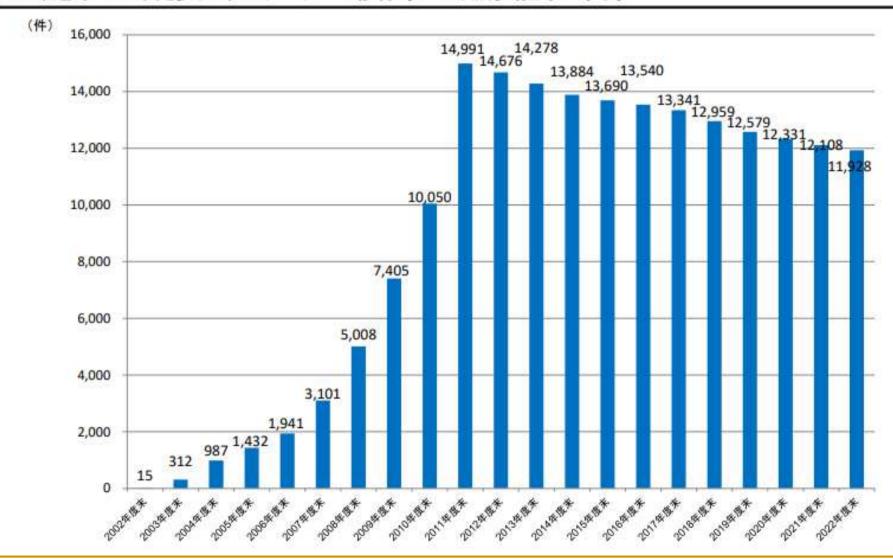
〇 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金(DB)・企業型確定拠出年金(企業型DC)に移行。 ※各制度の加入者数の重複は控除していない。



<出所:「私的年金制度(企業年金·個人年金)の現状等Jp27>

#### <確定給付企業年金(DB)の規約数の推移>

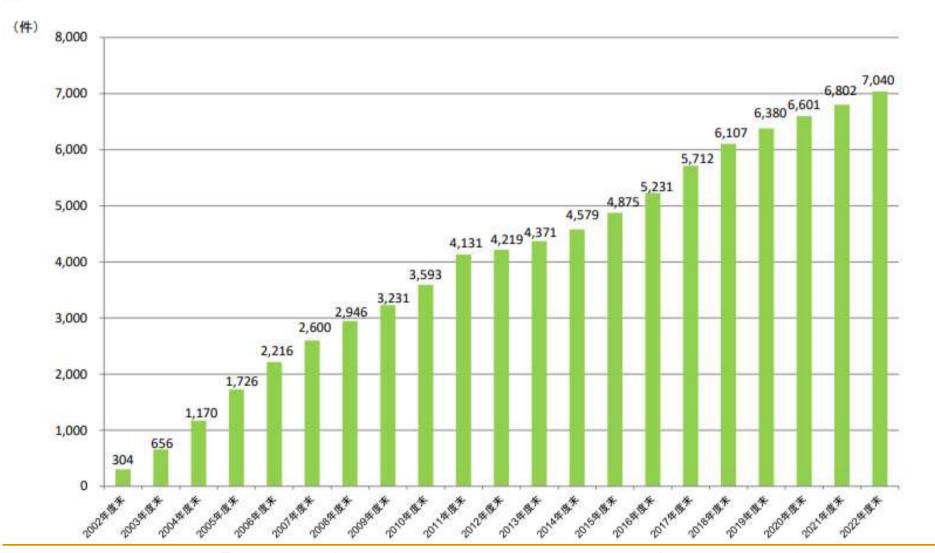
確定給付企業年金の規約数は、法施行後、適格退職年金・厚生年金基金からの移行等により急増したが、近年では確定拠出年金(DC)への移行等により減少傾向にある。



<出所:「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」p29>

#### <企業型確定拠出年金(企業型DC)の規約数の推移>

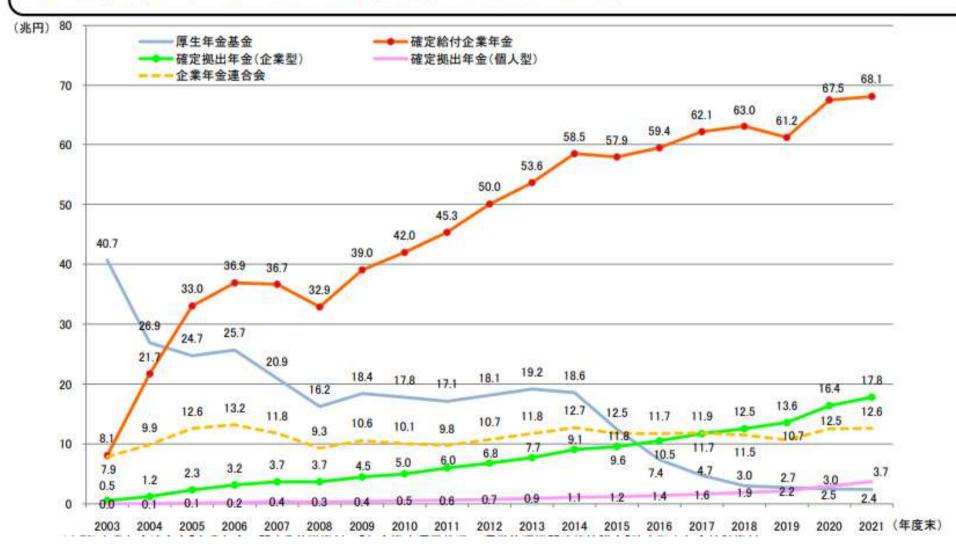
企業型確定拠出年金の規約数は、毎年増加している。



<出所:「私的年金制度(企業年金·個人年金)の現状等」p30>

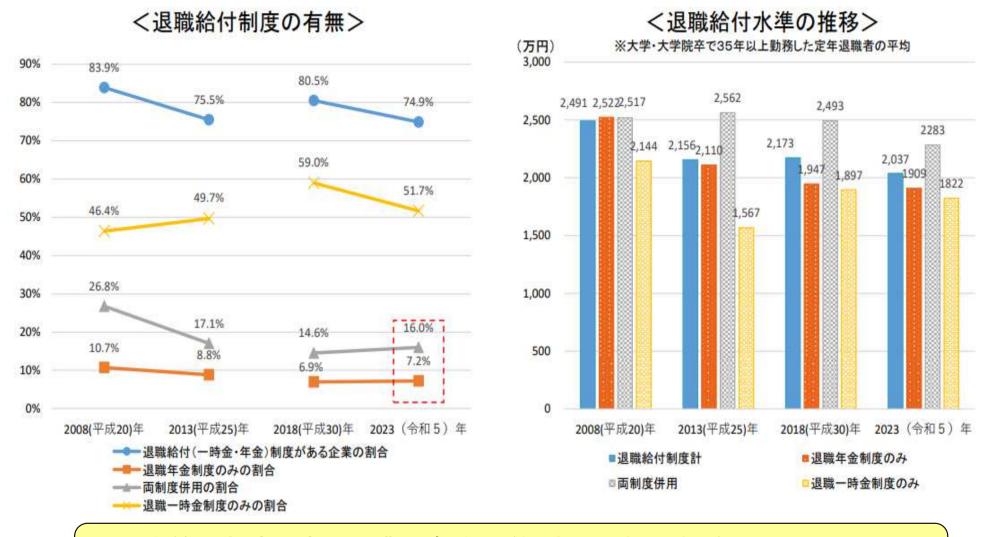
#### <確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)の資産残高の推移>

O 確定給付企業年金(DB)の資産残高68.1兆円、企業型確定拠出年金(企業型DC)の資産残高17.8兆円、 個人型確定拠出年金(個人型DC)の資産残高3.7兆円となっている。



<出所:「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」p34>

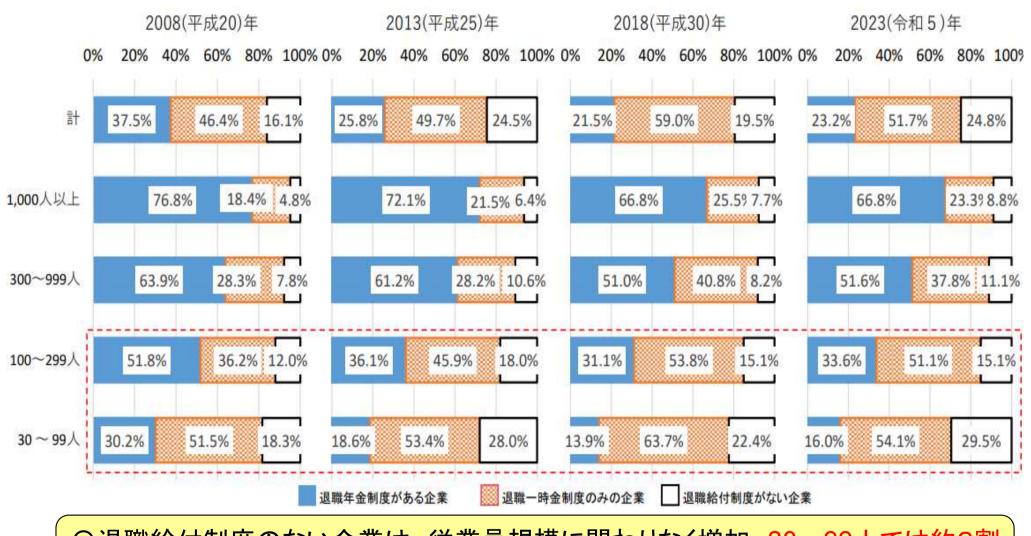
### く退職給付制度の有無と給付水準>



- ○退職給付制度のある企業の割合は約4社に3社(5年前80.5%→74.9%)
- 〇退職給付制度有の中では、年金形態が若干増加 〇給付水準は低下

く出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p21>

### <退職給付制度の実施状況(企業割合・規模別))>



〇退職給付制度のない企業は、従業員規模に関わりなく増加。30~99人では約3割

○従業員規模300人未満では、「一時金形態」→「なし」「年金形態」にシフト

く出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p22>

10

## 〈東京労働局 中小企業退職金調査(2年ごと)〉 (都内中小企業(従業員数300人未満)の賃金等の実態調査)

年度	集計数	制度なし	(制度あり)	一時金のみ	年金あり	うちDC	うちDB
2022(令和4)	1,012	28.3%	71.5%	51.9%	19.7%	52.3%	43.2%
2020(令和2)	1,407	20.9%	65.9%	47.3%	18.6%	46.4%	39.5%
2018(平成30)	1,060	24.2%	71.3%	54.2%	17.2%	45.1%	44.5%
2016(平成28)	995	29.5%	69.8%	49.1%	20.7%	37.4%	36.9%
2014(平成26)	830	20.0%	78.9%	55.7%	23.3%	38.3%	36.8%
2012(平成24)	1,099	21.1%	77.7%	56.1%	21.6%	27.0%	30.4%

(注)未解答企業があるので、「制度なし」と「制度あり」の合計は100%になっていない。

- 〇中小企業で、退職給付制度がないのは約3割におよぶ。
- 〇中小企業は、半分が「一時金のみ」の退職給付制度を採用している。
- 〇中小企業で、退職給付制度の年金形態の利用は約2割で、DCとDBがほぼ半々。

<出所:「東京労働局 中小企業の賃金・退職金事情」>

11

#### く企業年金の普及に向けた中小企業向けの取組>

○ 中小企業における企業年金の実施率は低いため、確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)の各制度において、主に中小企業が取り組みやすいよう支援策を実施している。

1)		実施要件	負担軽減の概要
確定給付企業年金	受託保証型確定給付企業年金	・資産額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれること(保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれること) ・加入者数の規模による制限はないが、規約型に限る	<ul> <li>・簡便な方法による掛金・債務計算が可能</li> <li>・掛金計算の基礎を示した書類の提出不要</li> <li>・運用の基本方針の作成不要</li> <li>・事業報告書の一部事項の記載不要</li> <li>・貸借対照表、損益計算書の記載不要</li> </ul>
	簡易な基準に基づく 確定給付企業年金	加入者数が500人未満 ※施行当初は300人未満、2010年より500人未満	・簡便な方法による掛金・債務計算が可能 ・当分の間、年金数理に関する書類について、 年金数理人の確認が不要
確定拠出年金	簡易型確定拠出年金	・加入者となる者が300人以下 ※施行当初は100人以下、2020年より300人以下 ・すべての厚生年金被保険者を加入者とする	<ul><li>・掛金額は定額</li><li>・提供商品数は2本以上</li><li>・加入者掛金の額は選択肢が1つでも可能</li><li>・添付書類等の簡素化</li></ul>
	中小事業主掛金納付制度	企業年金(企業型確定拠出年金、確定給付企 業年金、厚生年金基金)を実施しておらず、使 用する厚生年金被保険者が300人以下の中小 事業主 ※施行当初は100人以下、2020年より300人以下	従業員の老後の所得確保に向けた支援を iDeCoを活用して実施

<出所:「DC制度の環境整備」p6>

#### <中小企業向け制度(簡易型DC·iDeCoプラス)の対象範囲の拡大>

○ 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型 DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することが できる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300 人以下に拡大。(令和2年10月1日施行)。

#### <見直し後>

#### 簡易型DC

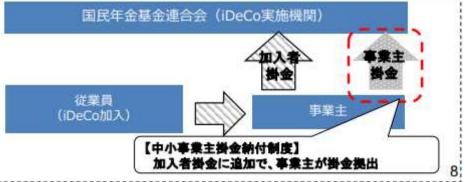
項目	簡易型	通常の企業型
制度の 対象者	・適用対象者を厚生年金 被保険者全員に固定 ※職種や年齢等によって加入是非 の判断は不可	・厚生年金被保険者 ※職種や年齢等によって加入是非 の判断は可能
拠出額	・定額	・定額、定率、定額+定率 のいずれか選択
マッチン グ拠出	・選択肢は1つでも可	・2つ以上の額から選択
商品提供数	•2本以上35本以下	・3本以上35本以下

#### 制度をパッケージ化することにより、

- 導入時に必要な書類の簡素化
- 規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化
- 業務報告書の簡素化

#### 中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚 生年金基金を実施していない事業主であって、従 業員300人以下の事業主 ※従業員とは厚生年金被保険者をいう
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の 同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能



<出所:「DC制度の環境整備」p8>

#### <中小企業におけるDCの取組状況>

○ 中小企業においては、いわゆる「総合型DC」の利用が増加していると考えられる。?

		実施要件	負担軽減の概要	実績	1事業所あたりの平均加入者数
確定拠出年金	簡易型 確定拠出年 金	・加入者となる者が300人以下 ・すべての厚生年金被保険者を 加入者とする	<ul><li>・掛金額は定額</li><li>・提供商品数は2本以上</li><li>・加入者掛金の額は選択肢が</li><li>1つでも可能</li><li>・添付書類等の簡素化</li></ul>	なし	_
	中小事業主 掛金納付制 度	・企業年金(企業型確定拠出年 金、確定給付企業年金、厚生年 金基金)を実施しておらず、使 用する厚生年金被保険者が300 人以下の中小事業主	従業員の老後の所得確保に向 けた支援をiDeCoを活用して 実施	約7,400事業所 (約47,000人) (R6.3末時点)	約6人 (被保険者数ベースでは 約13人)
	いわゆる 「総合型 DC」	) <u>—</u> :	_	【推測値※】 約160規約 約27,000事業所 (約890,000人)	【推測值※】 約30人

<sup>※</sup> いわゆる「総合型DC」の定義が定まっていない中で、2023年(令和5年)中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」等を 基に、1規約あたりの実施事業所数が100事業所以上であるものや「総合型」等の規約名称等を元に厚労省が調べたものであり、推測値である。

#### (参考) その他の退職給付制度の取組状況

総合型DB 実施事業所:約3.1万事業所、加入者数:約164万人(令和2年度末)

中小企業退職金共済制度 実施事業所:約55.5 万事業所 加入被共済者数:約575.5 万人 (令和4年度末)

#### (参考) 2022 (令和4) 年9月1日時点の規模別の厚生年金保険適用事業所数・被保険者数

	総数	~99人	100~299人	300~499人	500~999人	1000人以上
事業所数	2,641,823か所	2,588,034か所	37,648か所	7,296か所	5,038か所	3,807か所
(%)	(100%)	(98.0%)	(1.4%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.1%)
被保険者数(%)	41,214,368人	16,623,617人	6,227,068人	2,781,251人	3,490,516人	12,091,916人
	(100%)	(40.3%)	(15.1%)	(6.7%)	(8.5%)	(29.3%)

<出所:「DC制度の環境整備」p9>

## Ⅱ 一時金から年金へ

<適格年金制度の廃止理由>

## 受給権保護の不足<対応必須:契約⇒制度>

- 1. 財政運営上の不備 〇積立不足解消への対応が行われていない
- 2. 制度設計上の不備 〇「定年のみ給付」などの不公平な給付設計

## 年金給付としての問題<工夫可能?>

- 3. 高齢者への給付 ○「退職年金」→「老齢年金」への転換必要
- 4. 一時金給付の蔓延 ○「一時金」→「年金」への転換必要

#### <確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の現状>

○確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給 を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに 9割程度と、この傾向が顕著である。

#### 新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況

	確定給付	確定拠出年金		
	企業年金	企業型	個人型	
年金	24%	6%	10%	
年金と一時金 (併給)	8%	2 %	2 %	
一時金	68%	93%	88%	

(出所)確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により厚生労働省にて作成。確定拠出年金は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書(2021事業年度)より厚生労働省にて作成。

く出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p26>

### <確定給付企業年金の給付件数>

表 2 給付の件数 (千件)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		(平成29年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)
	年金	2,335.2	2,505.8	2,500.7	2,495.2	2,504.8
老齢給付金	(前年比)	(7.6%)	(7.3%)	( △ 0.2% )	( △ 0.2% )	(0.4%)
七 图 加 1 1 立	一時金	208.1	228.2	157.1	124.8	130.0
	(前年比)	(42.7%)	(9.7%)	( △ 31.2% )	( △ 20.6% )	(4.2%)
脱退	脱退一時金		326.6	345.2	302.4	313.9
(前3	年比)	(22.7%)	(14.2%)	(5.7%)	( △ 12.4% )	(3.8%)
	年金	1.5	1.6	1.6	1.7	1.6
障害給付金	(前年比)	(5.2%)	(4.4%)	(4.6%)	(2.1%)	( △ 1.6% )
牌合和刊並	一時金	_	-	0.0		-
	(前年比)	_	( <del>)</del> (	-	( △ 100.0% )	777
	年金	40.6	40.3	40.3	40.1	40.9
遺族給付金	(前年比)	( △ 1.8% )	( △ 0.8% )	( △ 0.1% )	( △ 0.5% )	(1.9%)
退狀和刊並	一時金	14.9	16.5	16.8	16.9	16.4
	(前年比)	(5.6%)	(10.7%)	(1.9%)	( 0.3% )	( △ 3.0% )

(注)「年金」は当年度発生件数ではなく、累積件数である。

<出所:「確定給付企業年金の事業状況等(2021(令和3)年度)」>

### <確定拠出年金(企業型)の給付件数(金額)>

#### 給付件数(老齢給付·障害給付)

	(単位:件)	2019.3末	2020.3末	2021.3末	2022.3末	2023.3末
老齢給付金件数	年金	23,232	25,114	27,117	29,940	32,771
	一時金	62,828	71,537	74,074	76,189	80,511
障害給付金 件数	年金	268	274	286	294	318
	一時金	1,511	1,681	1,688	1,809	1,835

	(単位:万円)		2019.3末	2020.3末	2021.3末	2022.3末	2023.3末
老	全体金額	年金	1,645,065	1,747,612	1,847,311	2,079,682	2,288,548
齢給	工作亚岛	一時金	28,789,751	32,869,495	34,384,389	36,093,897	37,227,822
付	1件あたり	年金	71	70	68	69	70
金 	金額	一時金	458	459	464	474	462

(注)「年金」は当年度発生件数ではなく、累積件数である。

<出所:運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2023年3月末)」>

#### <確定給付企業年金法令における老齢給付・年金関連規定>

#### 確定給付企業年金法

(老齢給付金の支給の方法)

第38条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

#### (年金給付の支給期間等)

第33条 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に 従い規約で定めるところによる。ただし、終身又は五年以上にわたり、毎 年一回以上定期的に支給するものでなければならない。

(支給要件) 第36条第2項第1項第1号

60歳以上70歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。

<確定給付企業年金法令における老齢給付・年金関連規定(続)>

#### 確定給付企業年金施行令

(支給期間及び支払期月)

第25条 法第33条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- ー 保証期間を定める場合にあっては、二十年を超えない範囲内で定めること。
- 二 年金給付の支払期月は、毎年一定の時期であること。

(老齢給付金を一時金として支給する場合の基準)

第29条 法第38条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- ー 年金として支給する老齢給付金について保証期間が定められていること。
- 二 老齢給付金の受給権者の選択により一時金として支給するものであること。
- 三 (略:一時金選択の時期)

### <確定拠出年金法令における老齢給付・年金関連規定>

#### 確定拠出年金法

(支給の方法)

第35条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

確定拠出年金法施行令

(給付の額の算定方法に関する基準)

第5条第1項

一 年金として支給されるもの 個人別管理資産額及び支給予定期間を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定されるものであること。

確定拠出年金法施行規則(企業型年金の給付の額の算定方法の基準)

第4条第1項 一 年金たる老齢給付金

ハ 給付の額は、個人別管理資産額の二分の一に相当する額を超えず、かつ、二十分の一に相当する額を下回らないものであること

二 支給予定期間は、五年以上二十年以下であること。

# Ⅲ 確定給付企業年金(DB)強化提言

### <年金制度の責任主体(現行)>

区分	掛金拠出	資産運用	年金給付
公的年金	加入者・事業主	政府	政府
企業年金 (DB)	事業主(加入者)	事業主	事業主
企業年金 (DC)	事業主(加入者)	加入者	加入者
個人年金	加入者(事業主)	加入者	加入者

( )は補足的

DBとDCの違いでは、資産運用の責任主体が「事業主か加入者か」が注目されるが、それが年金給付の責任主体にもつながっていることに注目する必要がある

### <年金制度の責任主体(DB強化提言)>

区分		掛金拠出	資産運用	年金給付
公的年金		加入者・事業主	政府	政府
<b>入</b>	現行	事業主(加入者)	事業主	事業主
企業年金 (DB)	提言1	事業主 (加入者)	事業主	第3者機関
(DD)	提言2	事業主 (加入者)	事業主	加入者
企業年金(DC)		事業主 (加入者)	加入者	加入者
個人年金		加入者(事業主)	加入者	加入者

( ) は補足的

<提言1・2は現行の選択肢>

本発表のDB強化提案は「提言2」(「提言1」は過日発表済)であり、 DBとDCの選択にあたり、事業主の年金給付の責任を緩和するもの。 増大する可能性のある受給権者管理の軽減が狙い

### <確定給付企業年金法令・老齢給付金の改定案>

確定給付企業年金法 (老齢給付金の支給の方法) 第三十八条 老齢給付金は、年金として支給する。 2 老齢給付金は、規約でその全部又は一部を一時金と して支給することができることを定めた場合には、前項の 規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定め るところにより、一時金として支給することができる。 3 老齢給付金は、政令の定めるところにより、規約でそ の全部を適格移換年金として支給することができることを 定めた場合には、第1項の規定にかかわらず、第2項の 一時金として支給する場合を除き、適格移換年金として支 給することができる。

## <確定給付企業年金法令・老齢給付金の改定案(続)

#### 確定給付企業年金法施行令

(老齢給付金を適格移換年金として支給する場合の基準) 第二十九条の二 法第三十八条第三項の政令で定める**適格移換年** 金は、次のとおりとする。

- 1 適格移換年金としての支給を行うことができるのは、計算基準日における加入者の数が三百人に満たない確定給付企業年金に限る。
- 2 適格移換年金は、資産管理運用機関が提供する年金給付商品であって、次の要件を満たすものに限る。
- 一 六十歳以上七十歳以下の年齢に達したときに支給するものであること。
- 二 終身又は五年以上にわたり、毎年一回以上定期的に支給する ものであること。
- 三 保証期間を定める場合にあっては、二十年を超えない範囲内で 定めること。
- 四年金給付の支払期月は、毎年一定の時期であること。

### <DB強化提言の骨子>

通常のDB

退職者 の選択 制度が支給する年金

制度が支給する一時金

中小企業 のDB

退職者 の選択

> 資産管理運用機関が提供 する適格移換年金

### <DB強化提言の骨子>

通常のDB

退職者 の選択 制度が支給する年金

中小企業 のDB

退職者 の選択 制度が支給する一時金

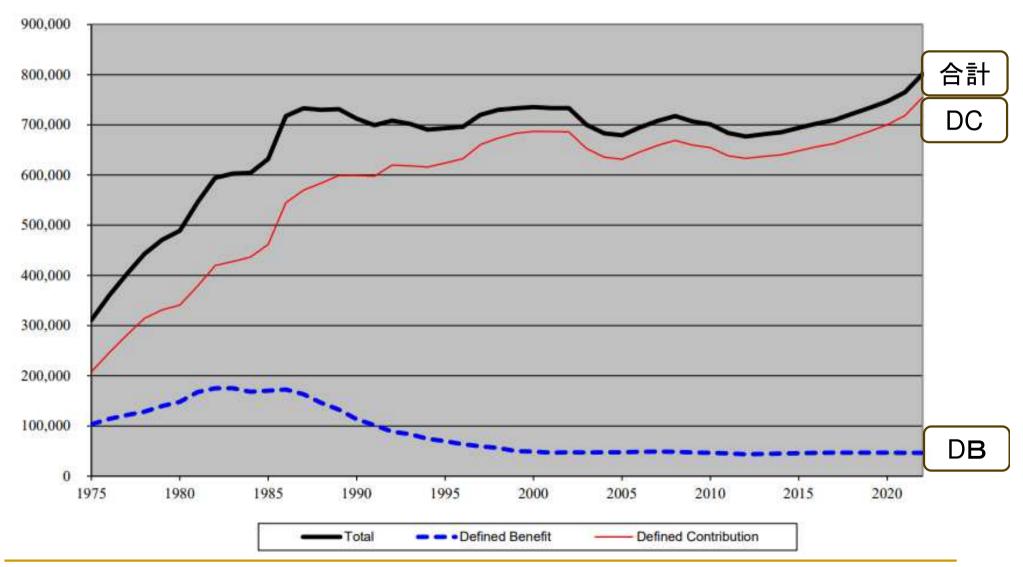
資産管理運用機関が提供 する**適格移換年金** 

---- <簡易型DB>

## (参考) 米英におけるDBの衰退

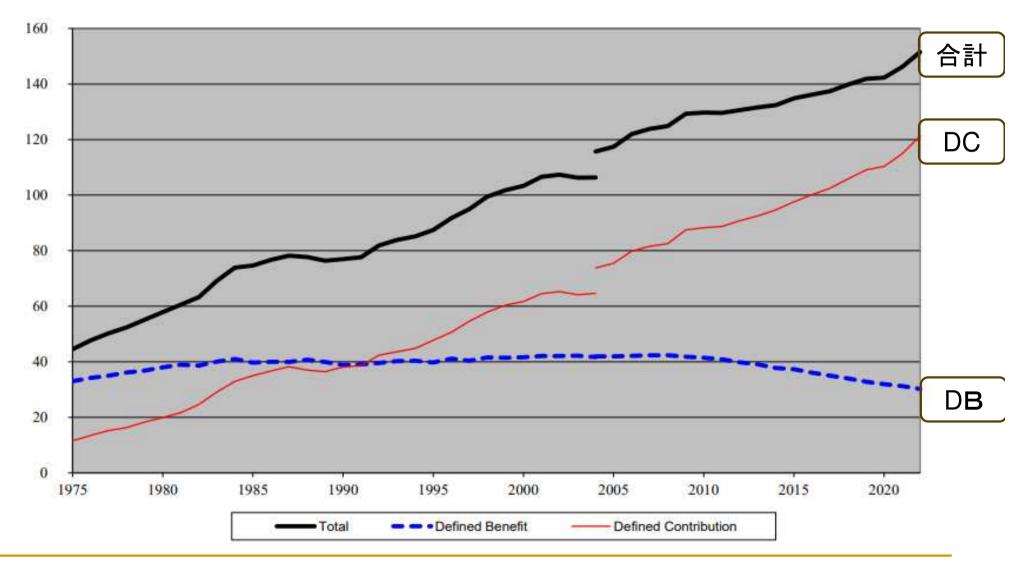
- <DB衰退の背景>
- 1. 財政・制度運営リスクの表面化→日本にも共通
  - ○運用環境の不透明化
  - 〇年金会計上の時価主義
  - 〇現役加入者に対する受給権者の増大
- 2. 制度設計上の制約→日本とは相違点も
  - 〇終身年金の(事実上)義務づけ
    - →日本では有期年金を容認(主流)
  - 〇年金給付の硬直性
    - →日本では受給中の年金も変動可能
  - 〇一時金給付は例外的
    - →日本の企業年金は一時金から出発

(制度形態別制度数の推移:1975-2022年)



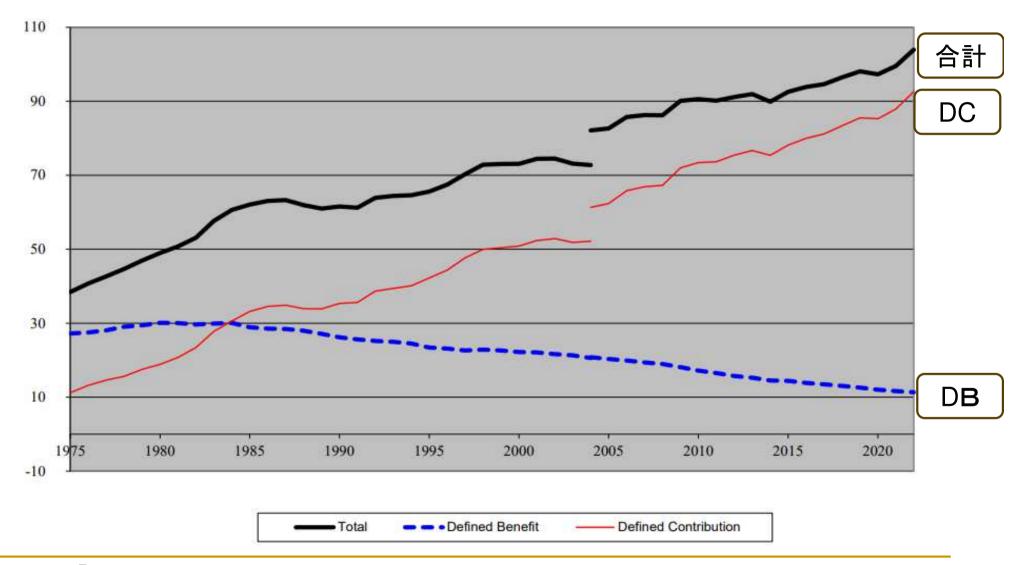
<出所:「Private Pension Plan Bulletin Historical Tables and Graphs 1975-2022」p2>29

(制度形態別加入者数の推移:1975-2022年)



<出所:「Private Pension Plan Bulletin Historical Tables and Graphs 1975-2022」p6><sub>2</sub>(

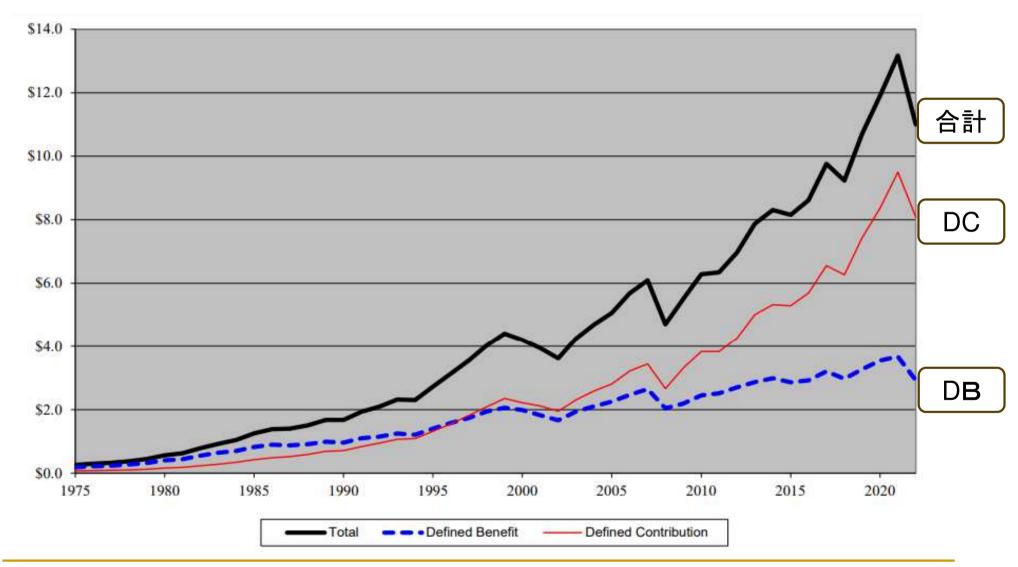
(制度形態別現役加入者数の推移:1975-2022年)



<出所:「Private Pension Plan Bulletin Historical Tables and Graphs 1975-2022」p10>31

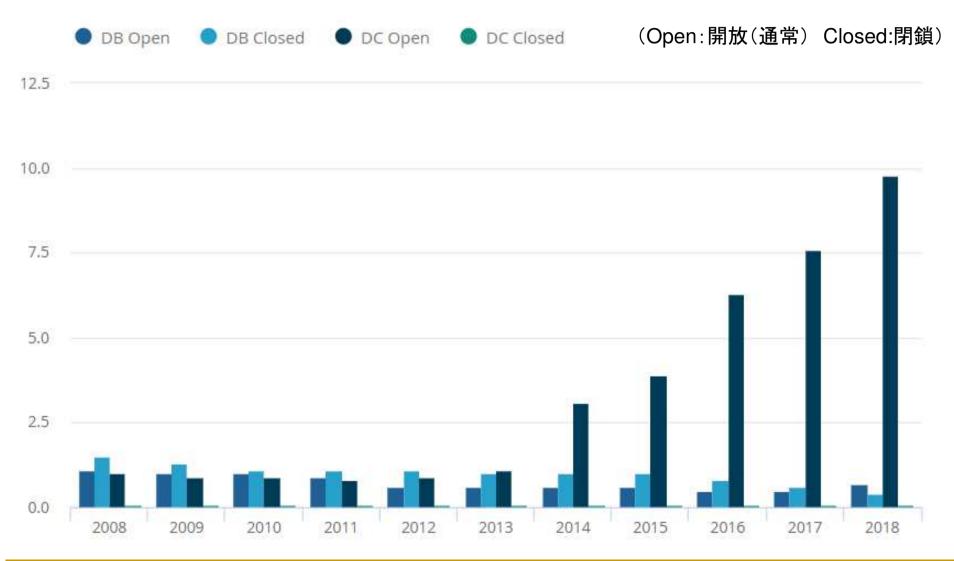
(C) 久保知行 2024

(制度形態別資産残高の推移:1975-2022年)



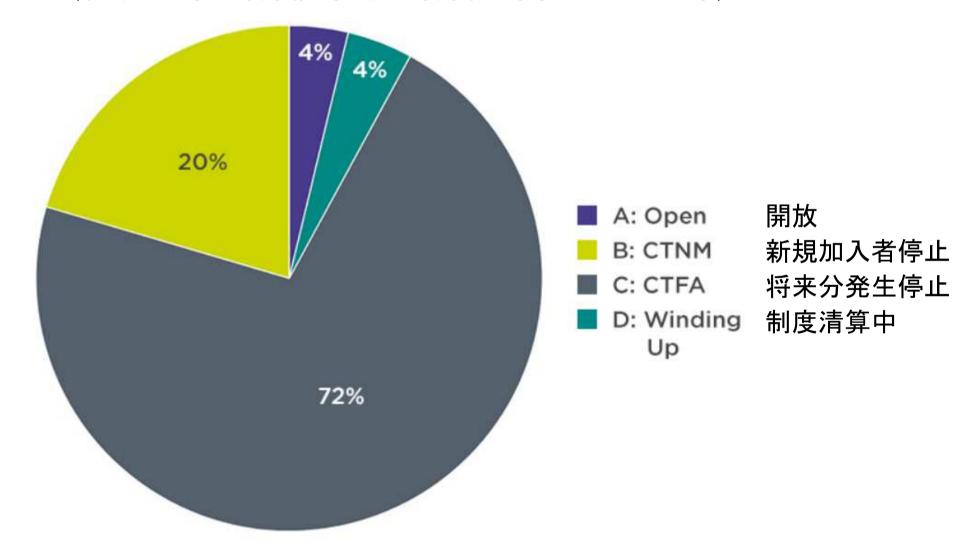
<出所:「Private Pension Plan Bulletin Historical Tables and Graphs 1975-2022」p14>32

(民間部門の職域年金制度の現役加入者の推移:2008-2018年)



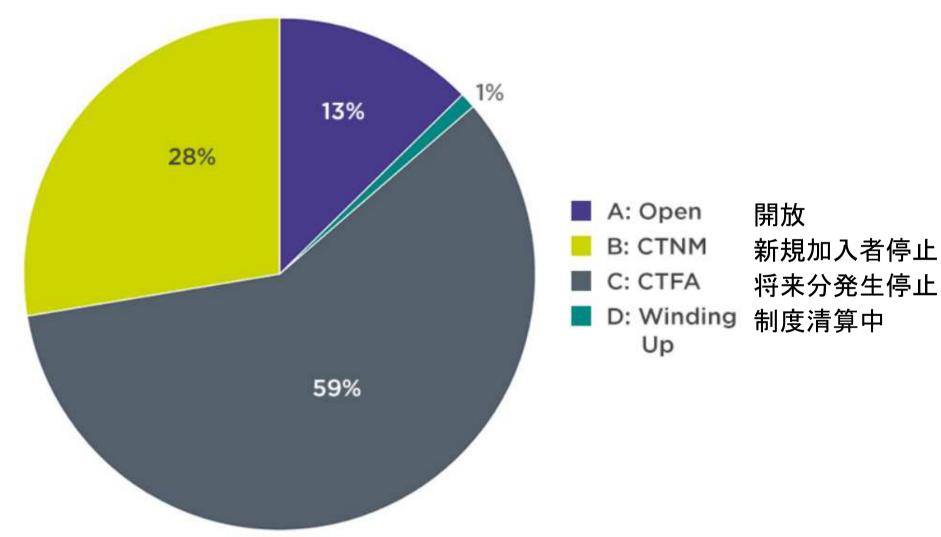
<出所:「Occupational Pension Schemes Survey, UK: 2018」Figure 2>

(職域DB年金制度/状態別制度分布状況:2023年)



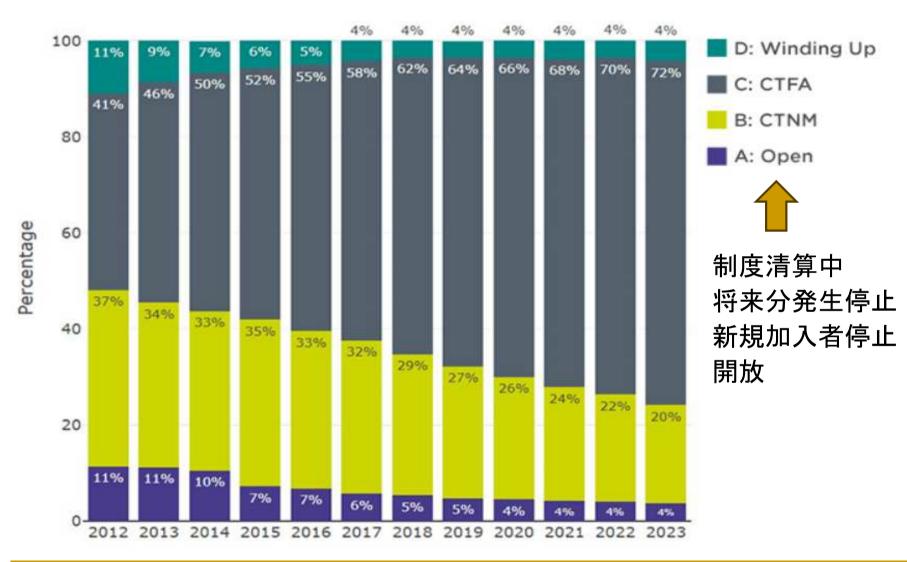
<出所:「Occupational defined benefit (DB) landscape in the UK 2023」Figure 1>

(職域DB年金制度/状態別加入者分布状況:2023年)



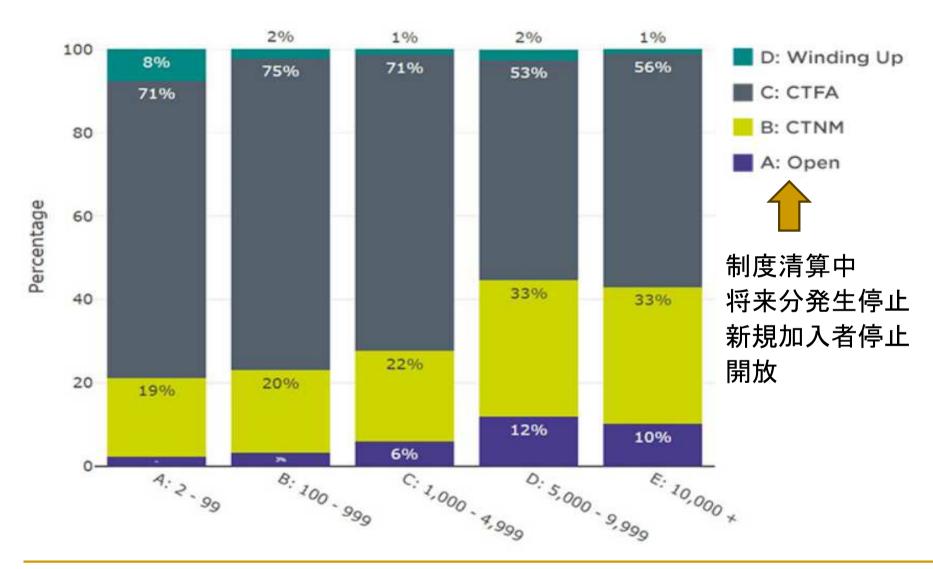
<出所:「Occupational defined benefit (DB) landscape in the UK 2023」Figure 4>

(職域DB年金制度/状態別制度分布状況年次推移:2012-2023年)



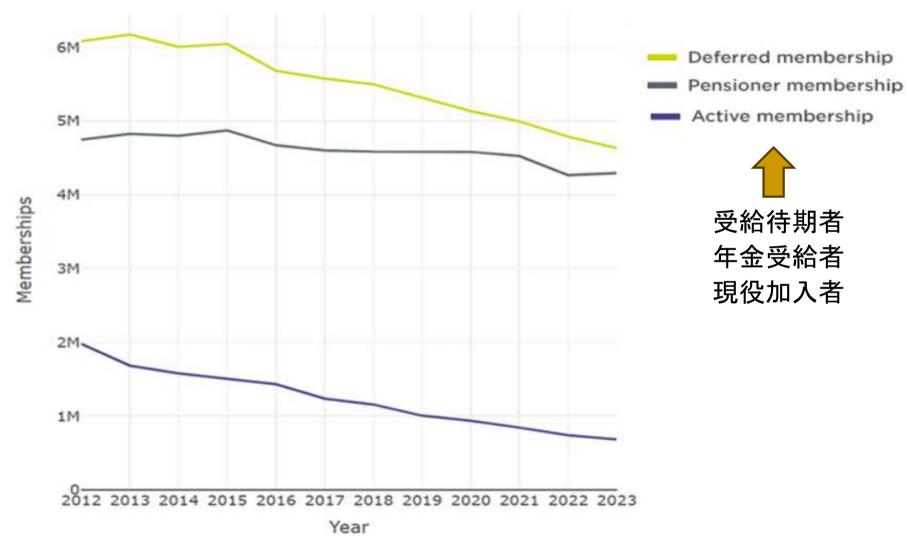
<出所:「Occupational defined benefit (DB) landscape in the UK 2023」Figure 2>

(職域DB年金制度/状態別・加入者数別分布状況:2023年)



<出所:「Occupational defined benefit (DB) landscape in the UK 2023」Figure 3>

(職域DB年金制度/加入者区分別分布年次推移:2012-2023年)



<出所:「Occupational defined benefit (DB) landscape in the UK 2023」Figure 5>

#### <給付建て制度に対する危惧の表明>

さほど遠くない将来に、(給付建て)企業年金制度が、公的年金制度が現在直面している見通しと同様に、掛金費用を増やすか年金給付を減らすかという厳しい選択に直面するのは明らかであろう。この選択を一層困難にするのは、多くの事業主が、法規の変更と異常な収益率のために、給付建て制度に近年拠出してきた低い掛金率に慣れすぎてきている可能性があることである。(中略)加えて、引退制度の提供者がここ10年間にわたって実現してきた高い収益率も、おだやかなものとなり始めたようである。そうした力のすべてが交差する時、事業主は掛金水準の増加より給付の削減を選ぶ可能性がある。

特に困るのは、公的年金と事業主が提供する制度の積立不足が同時に起こり、双方の制度が約束された給付を削ることを強いられる可能性があることである。それは、ベビーブーム世代を、黄金時代に入った時に心もとない財政状態に置き去りにするものであろう。

Dan.M.McGill et al. "Fundamentals of Private Pensions:7th Edition"(1996) 田村正雄監訳『企業年金の基礎(改版)』第5巻第27章27-38-39

#### <給付建て制度に対する悲観的展望>

「給付建て制度には、それなりの利点がある。しかし、ますます移動性が増している21世紀の労働人口においては、給付建て制度の柔軟性の欠如が、掛金建て制度の使い勝手の良さに屈している。」と、彼女(労働長官のElaine Chao)は私に語った。

4400万人が民間部門で制度の適用を受けてはいるが、半分は、既に退職して給付を受け取っている人々であったり、制度が凍結されたり廃止された人々である。言い換えれば、かつては制度の屋台骨であった、就労していて給付を獲得している従業員は、半分を占めるに過ぎない。その割合では、法改正がなくても、民間部門の年金共同体は、1世代でほとんど死に絶えるであろう。

デルフィのミラーがすっぱりと言うように、「年金制度は今日の世界では合理的ではない。企業が40年や50年先の財政上の約束をすることは、賢明ではない。」ほとんどのアメリカ人経営者が同意するであろう。

The NewYork Times /Roger Lowenstein 'The End of Pensions' (10/30/2005)

## <参照資料>

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

「公的年金と私的年金の現状と課題について」(2023年12月11日資料2)

(https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001177171.pdf)

「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」(2023年6月28日参考資料3)

(<u>https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001113460.pdf</u>)

「DC制度の環境整備」(2024年7月31日資料1)

(<u>https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001281783.pdf</u>)

東京労働局 中小企業の賃金・退職金事情

(<a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/chingin/">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/chingin/</a>)

**U.S. Department of Labor**)

[Private Pension Plan Bulletin Historical Tables and Graphs 1975-2022]

(<a href="https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ebsa/researchers/statistics/retirement-bulletins/private-pension-plan-bulletin-historical-tables-and-graphs.pdf">https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/ebsa/researchers/statistics/retirement-bulletins/private-pension-plan-bulletin-historical-tables-and-graphs.pdf</a>)

ONS Occupational Pension Schemes Survey, UK: 2018

(<a href="https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/personalandhouseholdfinances/pensionssavingsandinvestments/bulletins/occupationalpensionschemessurvey/2018">https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/personalandhouseholdfinances/pensionssavingsandinvestments/bulletins/occupationalpensionschemessurvey/2018</a>)

**The Pensions Regulator** 

 $^{\parallel}$  Occupational defined benefit (DB) landscape in the UK 2023 $_{\perp}$ 

(<u>https://www.thepensionsregulator.gov.uk/en/document-library/research-and-nalysis/occupational-defined-benefit-landscape-in-the-uk-2023</u>)

